

**角田市地域公共交通人材・組織育成事業支援業務委託
公募型プロポーザル実施要領**

1. 目的

本要領は、角田市地域公共交通人材・組織育成事業支援業務の委託に当たり、業務全般に関して最も適正な企画力、技術力、実績を持った事業者を公募型プロポーザル方式により選定することを目的とする。

2. 委託業務の概要

(1) 委託業務名

角田市地域公共交通人材・組織育成事業支援業務委託

(2) 委託業務内容

別紙「角田市地域公共交通人材・組織育成事業支援業務委託仕様書」のとおり

(3) 委託期間

契約締結日から令和9年2月26日（金）まで

(4) 委託限度額

上限額：23,782,000円（消費税及び地方消費税を含む）

※上記金額は、見積徴取に係る予定価格を示すものではない。

3. 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を、全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 本業務の公示の日から契約締結の日までの間に、有資格業者に対する指名停止に関する要綱（平成7年角田市告示第24号）による指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更正手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立て及び破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) 国税及び地方税を滞納している者でないこと。
- (5) 過去3年間、国又は地方自治体から入札指名停止処分を受けていない者であること。
- (6) 暴力団排除条例（平成25年角田市条例第4号）第2条第2号、第3号及び第4号に掲げる者でないこと。
- (7) 「交通空白」解消・官民連携プラットフォーム会員であること。
- (8) 過去5年以内に、国又は地方公共団体から発注された公共交通に関する同種又は類似の業務を受託した実績を有していること。

4. 実施要領等の入手方法

実施要領等については、角田市のホームページからダウンロードして入手すること。

なお、市役所の窓口及び郵送等での交付は行わない。

5. 質問の受付及び回答

(1) 受付期間

令和8年6月18日（木）17時まで

(2) 提出方法

質問書（様式第1号）に質問内容を簡潔に記載し、「13. 問合せ・送付先」へ電子メールで送付すること。その際、電子メールの件名の先頭に【角田市地域公共交通人材・組織育成事業】と記載すること。

(3) 質問に対する回答

回答は随時質問者に電子メールで回答し、角田市ホームページに掲載する。

(4) 注意事項

質問の内容は、実施要領に関することに限る。審査に関することや他の提案者の状況、その他本業務の実施に必要な質問には回答しない。

6. 参加表明

(1) 提出期限

令和8年6月19日（金）17時まで（必着）

(2) 提出方法

「13. 問合せ・送付先」へ電子メール、持参又は郵送（郵送の場合は、簡易書留等の配達記録が残る方法に限る）とする。

(3) 提出書類

①参加表明書（様式第2号）1部

②会社概要書（様式第3号）1部

③業務実績調書（様式第4号）1部 ※「3 参加資格（8）」の実績を証する書類

④履歴事項全部証明書（商業登記簿謄本）1部（3か月以内のものに限る。写し可）

⑤印鑑証明書 1部（3か月以内のものに限る。写し可）

⑥国税未納税額のない証明（納税証明書その3の3）1部（3か月以内のものに限る。写し可）

⑦都道府県税未納税額のない証明（本店の所在地及び宮城県のもの。宮城県のは、宮城県内に本店、支店等を有する場合のみ。）1部（3か月以内のものに限る。写し可）

⑧角田市税に未納税額のない証明（角田市内に本店、支店等を有する場合のみ）1部（3か月以内のものに限る。写し可）

※④～⑧については、提出日時点における角田市入札参加資格者名簿に登録がない場合のみ提出するものとする。

(4) 参加資格要件の確認結果

参加申込者の参加資格要件を確認し、その結果については、参加表明書に記載された担当者メールアドレスに電子メールで通知する。

(5) その他

参加表明書を提出した後に、プロポーザルへの参加を辞退する場合は、辞退届（様式第5号）を、令和8年6月29日（月）までに提出すること。

7. 企画提案

「6. 参加表明（4）参加資格要件の確認結果」に係る通知があった場合には、「角田市地域公共交通人材・組織育成事業支援業務委託仕様書」の業務内容を踏まえ、下記の要領で企画提案書を「13. 問合せ・送付先」へ提出すること。なお、提出された書類等は返却しないものとする。

(1) 提出期限

令和8年6月29日（月）17時まで（必着）

※提出期限までに企画提案書が提出されない場合は、辞退したものとみなす。

(2) 提出方法

持参または郵送（郵送の場合は、簡易書留等の配達記録が残る方法に限る）とする。

(3) 提出書類

①企画提案書（任意様式）

- ・ A4版、横書き、文字サイズ10.5ポイント以上、20ページ以内とする。
- ・ 1社1案として、PRしたいポイントや提案趣旨などを、簡潔にわかりやすく記載すること。
- ・ 提案は、次の事項に関する提案を順次記載すること。

ア 本業務の実施方針

イ 実施体制（本業務に従事する責任者、担当者の体制・経歴等）

ウ 工程表／スケジュール

エ 企画のコンセプト、全体イメージ

オ 本事業に関連する実績

②見積書（任意様式）

- ・ A4版で様式は自由だが、業務名と金額（税抜き）を記入し、積算内訳を作成すること。

(4) 提出部数

- ①、②ともに10部

(5) その他

提出期限後の提出書類の再提出及び差し替えは、特段の事情がない限り原則認めない。

8. 一次審査【書類審査】

(1) 審査方法

参加資格要件を満たす申込者が4者以上の場合は、提出書類を事務局が審査し、書類審査結果を通知する。なお、3者以内の場合は事務局による書類審査は行わず、その旨を別途通知する。

提出書類の審査については、評価項目の①業務実績、②実施体制、③実施スケジュール、④提案内容を審査し、評価点合計の上位3者を一次審査通過者として選定する。

(2) 審査結果通知

審査結果については、全ての参加申込者に電子メールで通知し、審査に関する異議等は受け付けない。

9. 二次審査【プレゼンテーション】

(1) 審査方法

一次審査を通過した提案事業者の企画提案書及びプレゼンテーションの内容をもとに、評価項目を委員会が審査し、最高得点を得た事業者を受託候補者として選定する。

なお、2者以上が同点となった場合は、参考見積額の低い方を優先交渉権者として選定する。

(2) 審査実施日時及び会場

実施日時：令和8年7月10日（金）13時30分（予定）

プレゼンテーション実施事業者数により時間は変動するため、詳細の時間・場所については後日、電子メールにて連絡する。

会 場：角田市役所内 会議室

(3) 実施方法

1者につき25分程度（プレゼンテーション15分以内、質疑応答10分）とする。

※プロジェクターは、市で用意するが、パソコン等の機器は各自準備すること。

プレゼンテーションは非公開とする。

プレゼンテーションは、企画提案書により行うこと。

出席者は2名以内とし、本業務に直接的に携わる者が説明を行うこと。

(4) 評価項目

評価項目	評価事項	評価点
①業務実績	・同種、類似業務の実績が複数あるか ※過去4年間の地方自治体発注の「モビリティ人材育成事業」の受託件数×3点	30点
②実施体制	・本業務遂行のため業務実施体制は適切であるか ・役割分担は明確であるか	15点
③実施スケジュール	・実施スケジュールは現実的なものであるか ・柔軟な調整が可能なものであるか	15点
④提案内容	・セミナー及びワークショップの目的、到達目標、実施内容、手法などが適切かどうか ・ノウハウや知識、経験を活かした創意工夫が見られ、独自性があるなど、魅力的な提案がなされているか ・庁内3課（まちづくり推進課・都市計画課・企画デジタル推進課）への研修と、住民・地域交通事業者向けの取組との連動性が確保されているか ・令和9年度新たな公共交通の実証運行計画（素案）の策定への寄与方針が明確であるか	30点
⑤プレゼンテーション	・プレゼンテーションが分かりやすく、説得力があるか ・質疑への応答は適切であるか	10点

(5) 選定結果の通知

二次審査に参加した全ての提案事業者に書面にて通知する。

10. 契約

受託候補者に選定した者から、改めて見積書を徴収し、契約を締結するものとする。

業務内容は、企画提案書に記載された内容を基本とし、必要に応じて双方が協議して定めるものとする。

11. 参加事業者の失格

参加事業者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 「3. 参加資格要件」を満たさなくなった場合
- (2) 提出書類等に虚偽の記載があった場合
- (3) 参考見積額が委託費の上限額を超えている場合
- (4) 審査の公平性を害する行為があった場合

- (5) 契約を履行することが困難と認められる状態に至った場合
- (6) 企画提案にあたり著しく信義に反する行為があり、委員会が失格と認めた場合

1 2. その他留意事項

- (1) 企画提案に関する一切の経費は、事業者の負担とする。
- (2) 提出された書類は、審査目的外の使用はしない。また、提出された書類は、審査の範囲内で複製することがある。
- (3) 本市が、必要と認めたときには、追加資料の提出を依頼する場合がある。
- (4) 本市は、天災地変その他やむを得ない事由により、プロポーザルを実施することができないと認めるときは、延期又は取り止める場合がある。この場合において生じた損害は、提案事業者の負担とする。
- (5) 受託候補者の選定に関する審査内容及び経過等について公表しない。
- (6) 審査結果に対する異議は一切受け付けない。

1 3. 問合せ・送付先

角田市地域公共交通活性化協議会（事務局 角田市総務部まちづくり推進課内）

〒981-1592 宮城県角田市角田字大坊 41

電話：0224-63-2112 FAX：0224-62-4829

E-mail：machidukuri@city.kakuda.lg.jp

1 4. 実施スケジュール

本プロポーザルに係るスケジュールは、下記のとおり。

日程	項目
令和8年6月10日（水）	公募開始（プロポーザル公告）
令和8年6月18日（木）	質問書の提出期限
令和8年6月19日（金）	参加表明書の提出期限
令和8年6月23日（火）	参加資格要件確認結果通知
令和8年6月29日（月）	企画提案書の提出期限
令和8年7月 2日（木）	一次審査結果通知
令和8年7月10日（金）	二次審査（プレゼンテーション）審査会（予定）
令和8年7月13日（月）	二次審査（プレゼンテーション）結果通知